# 〇公益財団法人長野県長寿社会開発センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長野県長寿社会開発センターと称する。

第2章 目的及び事業

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者の積極的な社会参加活動をはじめ高齢者の生きがいの 増進と健康づくりを推進する諸事業を実施し、もって豊かで活力ある高齢社会の 構築及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 高齢者の豊かな生活を築くための調査研究及び啓発普及事業
  - (2) 高齢者の社会参加活動に関する事業
  - (3) 高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業
- (4) 高齢者の社会参加活動を振興するための指導者、ボランティア等の人材育成 に関する事業
  - (5) 賛助会員に関する事業
  - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の種類)

- 第5条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 運用財産は、基本財産以外の財産で構成する。

(資産の管理及び運用)

第6条 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

2 この法人が保有する資金の保管方法は、銀行預金、信託会社への信託、又は元本償還が確実な有価証券によるものとする。

(事業年度)

- 第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、 理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する 場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に 供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとす る。
- (1) 監查報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに貸借対照表を公告するもの とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得 財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

- 第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済する借入金を除き、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分及び譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(法人の会計)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に 従うものとする。

#### 第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 各評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数 の3分の1を超えないものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の 財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

#### イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員であるもの
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又

は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の 認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。 (任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任 した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第16条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用 に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書面
  - (4) 定款の変更
  - (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録
  - (6) 長期借入金の借入れ並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
  - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項 (開催)
- 第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

- 4 理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面をもって通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

- 第21条 評議員会の議長は、理事長とする。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が評議員会の議長となる。

(決議)

- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する 評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項につき提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 25 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人は、 前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務 所に備え置かなければならない。

(評議員会運営規程)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

# 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

- 第27条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上16人以内
  - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とし、1人を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。 (役員の選任)
- 第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これ に準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超え てはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務 を遂行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その 業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の 職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 理事会及び理事会が必要と認めた評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べること。
  - (4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、 又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める ときは、遅滞なく、これを理事会及び評議員会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求にあった日から2週間以内の日を理事会の日とするその招集通知が発せられない

場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他法令上の権限を行使すること。
- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監 事として権利義務を有する。

(解任)

- 第32条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。ただし、監事を解任するときは、議決に加わることがで きる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員の報酬等)
- 第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び非常勤役員のうち理事長の職にある者に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 前項ただし書に規定する報酬の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、評議員会の決議により定めるものとする。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理 事会に報告しなければならない。

第2節 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
  - (4) 評議員会の日時、場所及び目的である事項等の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 長期借入金の借入れ並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 重要な使用人の選任及び解任
- (3) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (4) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める 体制をいう。)の整備

(種類及び開催)

- 第37条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)第30条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第38条 理事会は前条第3項第3号により理事が招集する場合又は同項第4号後段により監事が招集する場合を除き、理事長が招集するものとする。
- 2 前条第3項第3号よる場合は、理事が理事会を招集し、同条第4号後段による 場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しな

ければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手 続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 (決議)
- 第41条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の 利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (決議の省略)
- 第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。(報告の省略)
- 第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を 通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告については、適用しない。 (議事録)
- 第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長を 選任する理事会の議事録については、他の出席した理事も記名押印する。 (理事会の運営規程)
- 第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、 理事会において定める理事会運営規程による。

第6章 事務局

(設置等)

- 第46条 この法人の事業を推進するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に 定める諸規程による。

第7章 賛助会員

(替助会員)

第47条 この法人の目的及び事業に賛同し、積極的に経験、知識、技能等を活かし

て社会参加活動をしようとする個人又はこの法人の発展を助成しようとする法人 その他団体を賛助会員とする。 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員規程による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的及び第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。 (合併等)
- 第49条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。 (解散)
- 第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的財産残額の贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が 消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)にお いて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」 という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに 相当する額の財産を1箇月以内に、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業 を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17 号に掲げる法人に贈与する。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法に より行う。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内

容及び財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める個人情報保護規程による。

# 第11章 補 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」と いう。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立登記 を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度 の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。 理事 井出康弘、大島俊二、太田宗康、小口正行、伊藤篤志、小松正俊、小林良 清、酒井眞司、園原規子、西澤喜代子、羽田明廣、福島明美、堀内良人、宮入修 治、宮内文雄、米窪千加代

監事 小出五郎、西山利昭

- 4 この法人の最初の理事長は、小口正行とし、副理事長は、伊藤篤志とし、常務 理事は、堀内良人とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 内山二郎、梶田能孝、片山昌男、唐沢彦三、桑島昭文、小林一行、近藤光、佐々 木治夫

## 附則

1 この定款は平成26年4月1日から施行する。